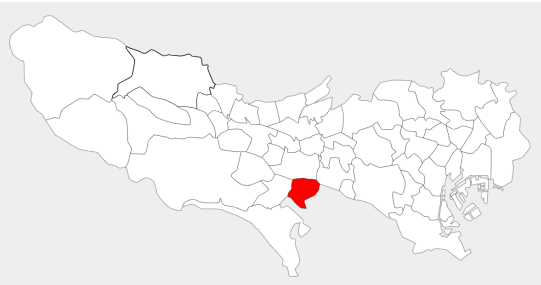


稲城市児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名：	東京都	
申請主体名：	稲城市	
区域の範囲：	稲城市の全域	
特区の概要：	<p>本市での児童発達に関する需要は年々増加していることから、児童発達支援センターの機能を内包する発達支援センター分室を開設することとしたが、旧保育施設を改修して小規模で開始するため、施設内での給食調理は設備、運営コスト、人員ともに負担が大きくなっている。</p> <p>特例措置の活用により、調理スペースの最小化や相談・支援に関わる人員への注力が図られ、既存の公共施設の有効活用による、限られたスペースでの事業運営が可能となる。また、相談支援等の機能性や利便性を高めるため、相談・支援に関わる専門職の充足を図ることにより、利用者の利便性だけでなく、関係機関との更なる連携が図られ、児童発達支援の中核として支援の向上も期待される。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



旧保育施設を活用した
児童発達支援センター



市民・支援者向けの
発達支援講座の様子